○生徒心得

生徒支援部

１．申請が必要な物

（1）携帯電話・スマートフォン

家庭との連絡のため、携帯電話・スマートフォン等を校内に持ち込む場合は、「携帯電話等に関する誓約書」を提出すること。ただし、校内での使用は原則禁止。生徒玄関に入った時から下校までは携帯電話等の電源を切って鞄に入れる。

（2）学　割

生徒支援部にある「学割申込書」に必要事項を記入の上、担任の捺印を得た後、事務室へ提出する。

（3）自転車通学

生徒支援部にある「自転車通学許可願」に必要事項を記入し捺印の上、生徒支援部に提出する。その後、自転車点検・登録を行い、正式に許可する。

（4）アルバイト

アルバイトは原則禁止。ただし、長期休業中（夏・冬・春休み、または３年次の自由登校期間）は、学校での活動に支障がない期間に限り、職種によっては許可する場合もある。なお、欠点科目を持っている場合は、原則として認めない。希望者は、生徒支援部にある「アルバイト許可願」に必要事項を記入し捺印の上、生徒支援部に提出する。

２．服装等

（1）制服について

冬服

指定のブレザー・ポロシャツ・スラックス・スカートを着用する。ただし、式典時（入学式、卒業式、始・終業式など）には、白のカッターシャツに指定のネクタイを着用する。

夏　服

指定のポロシャツ・セーラー服・スラックス・スカートを着用する。

※　スカート丈は、ひざ頭に 1/2 以上かかる長さとする。

（2）防寒具等について

コート・ジャンパー・マフラー・タイツ・カーディガン・ベスト・靴下などは、華美でないもの。カーディガンやベストはブレザーからはみ出さないよう着用する。

（3）登校靴について

華美でなく歩きやすいもの。(サンダル、クロックス、パンプス等は禁止)

（4）内ばきについて

指定のシューズとする。体育時(屋内)以外では、指定のスリッパの使用を認める。

シューズ、スリッパには必ず記名する。

（5）頭髪等について

頭髪は勝高生としての品位を保つように心がけ、清潔・清楚を旨とする。

時代の風潮や流行に左右されないこと。

〔細　則〕

・前髪は目にかからないこと。

・もみあげは耳の下までの長さとすること。

禁止事項

・パーマ、カール、染色、脱色、エクステンション、ツイストなど。

・アイロンやドライヤー等の使いすぎによる変色

・特殊な髪型や部分的な変形のある髪型。

・華美な髪留め・ピンなど。

・マニキュア、ピアス、化粧、装身具など。